明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

		第七条第二項又は第十九条第二項の計画の文書	交流派遣に係る計画書類 交流採用に係る計画書類	
		第七条第二項又は第十九条第二項の認定の文書	交流派遣の実施に関する計画の認定の文書 交流採用の実施に関する計画の認定の文書	
		第七条第三項又は第十九条第三項の取決めの文書	交流派遣に係る民間企業との間の取決めの文書 交流採用に係る民間企業との間の取決めの文書	
		第八条第二項の申出の文書	交流派遣の期間の延長に係る派遣先企業の申出の文書	
		第八条第二項又は第十九条第五項の承認に関する文書	交流派遣の期間の延長の承認の文書 交流採用に係る任期の更新の承認の文書	
		第六条第二項の名簿	人事交流に係る公募に応募した民間企業の名簿	一年
十五　倫理	規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）	第四十一条第二項の協議に関する文書	交流派遣職員が職務に復帰した場合における号俸の調整についての協議の文書 当該協議に対する回答の文書	五年
		第三十条の条件を記載した書類	人事交流に関する条件を記載した書類	人事交流が終了する日に係る特定日以後三年
		第三十四条第一項又は第四十四条の認定に関する文書	交流派遣の実施に関する計画の変更の認定の文書 交流採用の実施に関する計画の変更の認定の文書 これらの認定の申請の文書	
		第三十四条第一項ただし書の申出の文書	交流派遣の実施に関する計画の変更に係る派遣先企業の申出の文書	
		第三十四条第一項ただし書又は第四十四条の同意の文書	交流派遣の実施に関する計画の変更に係る交流派遣職員の同意の文書 交流採用の任期の更新に係る交流採用職員の同意の文書	
		第三十四条第二項の取決めの文書	交流派遣の実施に関する計画の変更に係る民間企業との間の取決めの文書	
		第四十三条第五号の指定に関する文書	交流採用に係る取決めにおける賃金の支払以外の給付の指定の文書	
		第四十四条の変更に係る事項を記載した書類	交流採用の実施に関する計画の変更に係る事項を記載した書類	

人事管理文書の区分	人事管理文書の例	保存期間	保存期間満了時の措置
法	証人の呼出状の写し	懲戒処分が行われる日（懲戒処分があっては、行われない場合には、倫理法第二十三条第三項（第二十四条第二項において準用する場合を含む。）の報告又は第三十一条の通知の日）に係る特定日以後三年	廃棄
	文書等提出要求書の写し		
	職員の呼出状の写し		
	第十七条第二項の喚問（職員の職務に係る倫理の保持に関して行われるものに限る。）の文書の写し		
	第十七条第二項の要求（職員の職務に係る倫理の保持に関して行われるものに限る。）の文書の写し		
	第十七条第三項の要求（職員の職務に係る倫理の保持に関して行われるものに限る。）の文書の写し		